

農業委員会第26回総会議事録

1. 日 時 令和4年8月12日（金）午前9時30分～午前10時35分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1201会議室

3. 出席委員（18人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀		
1 番	田中 恒司	4 番	佐々木 平	5 番	小菅 武次
7 番	飯田 秀治	8 番	辻 望	9 番	加藤 三久
10 番	小林 伸康	11 番	大石 徹也	12 番	平子 伸
13 番	稻田 利幹	14 番	上田 みね子	15 番	近藤 啓子
16 番	大野 久美子	17 番	三田 久憲	18 番	豊田 栄美子
19 番	望月 広志				

4. 欠席委員（1人）

2 番 長谷 康郎

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，小河，田吹
農林水産課 中野

6. 議事日程

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について

第 7 号議案 農用地利用集積計画について

報告事項 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項 7 号 非農地証明願いについて（市証明分）

報告事項 8 号 時効取得による移転について

報告事項 9 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第 2 特定農地貸付の承認申請について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 26 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 26 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を第 17 番三田久憲様、議席番号第 19 番望月広志様にお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1の52番は、2名が共有で農地を譲り受けるものです。譲受人は、利用農地4,052.6㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,540㎡で、併せて5,592.6㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を2台、農用自動車を1台所有し、トラクター、田植機、コンバインを各1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年と25年です。通作距離は約1.5kmです。必要な農作業について、年間約70日と60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、4の43番は、譲受人は、利用農地6,034.1㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,493㎡で、併せて7,527.1㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴40年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴30年が1名です。通作時間は車で約3分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5の42番は、譲受人は、利用農地18,848㎡を耕作されています。今回の申請地面積は694㎡で、併せて19,542㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、小麦、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを2台、耕うん機、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴41年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴32年、6年、2年が各1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約300日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5の44番は、譲受人は、利用農地30,196.2㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,959㎡で、併せて32,155.2㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、フォークリフト、耕うん機を各2台、ホイールローダ、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴20年が1名です。通作距離は約50mです。必要な農作業について、

年間約 255 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5 の 45 番は、譲受人は、利用農地 11,900 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 3,432 m²で、併せて 15,332 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、農用自動車を各 1 台、耕うん機を 2 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 55 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 48 年が 1 名です。通作時間は車で約 10 分です。必要な農作業について、年間約 340 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5 の 48 番は、譲受人は、利用農地 66,771 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,265 m²で、併せて 68,036 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、農用自動車を各 3 台、田植機、コンバイン、草刈機、ユンボを各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 40 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 60 年が 1 名で、臨時雇用労働力は経歴 5 年が 2 名です。通作時間は車で約 50 分です。必要な農作業について、年間約 300 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、5 の 50 番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は 3,535 m²ですが、この後ご審議いただきます第 2 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権で 2,074 m²申請されており、併せて 5,609 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、牧草を栽培するとの申請です。機械につきましては、ミニショベルローダー、リフト、農用自動車を各 2 台所有されています。労働力及び技術につきましては、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 30 年、5 年が各 1 名、10 年が 2 名、3 年が 7 名です。通作時間は車で約 5 分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が全ての議決権を有しており、役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員の一名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約 250 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、8 の 51 番は、譲渡人の持分を譲り受ける申請です。譲受人は、利用農地 9,412 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 2,911 m²ですが、同一世帯内での所有権移転のため、経営面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、

水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、田植機、トラクター、動力噴霧器、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 20 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 70 年、43 年、40 年が各 1 名です。通作距離は約 850m です。必要な農作業について、年間約 70 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10 の 56 番は、譲受人は、利用農地 22,632 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 161 m²で、併せて 22,793 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、乾燥機、コンバイン、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 41 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 31 年が 1 名、8 年が 2 名です。通作距離は 30m です。必要な農作業について、年間約 150 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、15 の 53 番、54 番は、譲受人が同一のため併せて説明いたします。譲受人は、現在利用農地はございませんが、以前に農業を行っていたため新規就農者ではございません。今回の申請地面積は 53 番が 1,394 m²、54 番が 1,675 m²、合計 3,069 m²ですが、この後ご審議いただきます第 2 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権で 2,723 m²申請されており、併せて 5,792 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車、トラクターを各 1 台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 24 年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴 10 年が 1 名です。通作距離は約 1 km です。必要な農作業について、年間約 70 日従事されます。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、20 の 55 番は、譲受人は、利用農地 11,564 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 2,481 m²で、併せて 14,045 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を 2 台、トラクターを 1 台所有し、農用自動車を 2 台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 18 年です。通作距離は徒歩 1 分です。必要な農作業について、年間約 70 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、21 の 49 番は、譲受人は、利用農地 40,223.05 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 5,838 m²で、併せて 46,061.05 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、農用自

動車を 30 台，トラクター，田植機を各 2 台所有されています。労働力及び技術につきましては，経歴 10 年が 5 名，3 年が 3 名，25 年が 2 名，50 年，30 年，2 年が各 1 名です。通作時間は車で約 3 分です。法人形態は株式会社ですが，株式の譲渡制限がある非公開会社で，主たる事業は農業です。構成員は，農業関係者が全ての議決権を有しており，役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり，役員の一名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について，年間約 250 日従事されています。また，地域の農地利用調整に協力し，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから，周辺地域への支障はありません。

続きまして，22 の 8 番は，譲受人は，利用農地 5,734 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 556 m²で，併せて 6,290 m²となり，耕作放棄地等はありません。取得後は，水稻，野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては，トラクター，耕うん機，田植機，コンバイン，農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては，本人が経歴 30 年で，世帯員等その他常時雇用している労働力は，経歴 50 年が 1 名です。通作時間は車で約 20 分です。必要な農作業について，年間約 90 日従事されています。また，地域の農地利用調整に協力し，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから，周辺地域への支障はありません。

続きまして，22 の 46 番は，譲受人は，利用農地 9,261 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 1,153 m²で，併せて 10,414 m²となり，耕作放棄地等はありません。取得後は，茶，野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては，トラクター，耕うん機を各 1 台，農用自動車を 2 台所有し，茶刈機を 1 台リースされています。労働力及び技術につきましては，本人が経歴 50 年です。通作距離は 500m です。必要な農作業について，年間約 100 日従事されています。また，地域の農地利用調整に協力し，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから，周辺地域への支障はありません。

続きまして，22 の 57 番は，譲受人は，利用農地 9,910 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 264 m²で，併せて 10,174 m²となり，耕作放棄地等はありません。取得後は，野菜，果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては，トラクター，農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては，本人が経歴 45 年で，世帯員等その他常時雇用している労働力は，経歴 5 年，3 年，1 年が各 1 名です。通作時間は車で 5 分です。必要な農作業について，年間約 160 日従事されています。また，地域の農地利用調整に協力し，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから，周辺地域への支障はありません。

続きまして，23 の 47 番は，譲受人は，利用農地 11,237 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 280 m²で，併せて 11,517 m²となり，耕作放棄地等はありません。取得後は，水稻，野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては，トラクター，耕うん機，田植機，コンバインを各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては，本人が経歴 55 年で，世帯員等その他常時雇用している労働力は，経歴 55 年

が1名、10年が2名です。通作距離は1kmです。必要な農作業について、年間約200日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、23の58番は、譲受人は、利用農地3,785.44㎡を耕作されています。今回の申請地面積は193.09㎡ですが、この後ご審議いただきます第7号議案、農地利用集積計画で合計1,417㎡申請されており併せて5,395.53㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年です。通作距離は徒歩3分です。必要な農作業について、年間約150日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません

以上18件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は、承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、5の4番は、譲受人は、新規就農者で現在耕作面積はありません。今回の申請地面積は2,074㎡ですが、先程ご審議いただきました第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の所有権で3,535㎡申請されており、併せて5,609㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、牧草を栽培するとの申請です。機械につきましては、ミニショベルローダー、リフト、農用自動車を各2台所有されています。労働力及び技術につきましては、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴30年、5年が各1名、10年が2名、3年が7名です。通作時間は車で約1分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が全ての議決権を有しており、役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員の一名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約250日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますこと

から、周辺地域への支障はありません。なお、新規就農者面接の対象者ですが、新規営農理由書及び営農計画書を添付の上、申請されており、地区委員会において問題ないことを確認いただいております。

続きまして、15の5番は、譲受人は、現在利用農地はございませんが、以前に農業を行っていたため新規就農者ではございません。今回の申請地面積は2,723㎡ですが、先程ご審議いただきました第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の所有権で3,069㎡申請されており、併せて5,792㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車、トラクターを各1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴24年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴10年が1名です。通作距離は約1kmです。必要な農作業について、年間約70日従事されます。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上2件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

まず、21の6番は、営農型太陽光パネル設置用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は許可日より10年間です。通常一時転用期間は最長で3年間ですが、こちらは認定農業者が行う営農型太陽光発電事業の為、10年までの一時転用が認められています。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は設置に加え撤去費用も含めた金額を、残高証明書にて確認しています。面積について、営農型太陽光発電事業ではパネル支柱部分のみが転用敷地となり、必要最小限の計画となっております。パネル下部農地については土地所有者がキクラゲを栽培する旨の営農計画書が提出されています。また、知見を有するものとして、先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる法人から適切な営農がなされる見込みがある旨の意見書も併せて提出されています。雨水は自然浸透及び余水は既設用水路へ放流するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、21の7番は、営農型太陽光パネル設置用地として一時転用したい旨の

申請です。転用期間は許可日より 10 年間です。通常一時転用期間は最長で 3 年間ですが、こちらは認定農業者が行う営農型太陽光発電事業の為、10 年までの一時転用が認められています。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は設置に加え撤去費用も含めた金額を、残高証明書にて確認しています。面積について、営農型太陽光発電事業ではパネル支柱部分のみが転用敷地となり、必要最小限の計画となっております。パネル下部農地については土地所有者がキクラゲを栽培する旨の営農計画書が提出されています。また、知見を有するものとして、先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる法人から適切な営農がなされる見込みがある旨の意見書も併せて提出されています。雨水は自然浸透及び余水は既設用水路へ放流するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22 の 8 番は、農業用倉庫用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから南西へ約 1,240m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は既存の追認のため問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は隣接する申請者の住宅敷地を通過して既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリート擁壁が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 4 番は、近隣個人住宅への進入用道路用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約 1,180m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は素掘り水路を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 4 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 3 号議案は承認いたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、1 の 31 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、国府地区市民セ

ンターから北へ約 1,910mに位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、1 の 44 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、国府地区市民センターから東へ約 1,020mに位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、3 の 39 番は、隣地で配管業を営む者の資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、加佐登地区市民センターから北西へ約 1,120mに位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は土留を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、7 の 43 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 2 種農地です。判断基準は、鈴鹿サーキット稻生駅から北へ約 540mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね 500m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、9 の 29 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、河曲地区市民センターから南へ約 550mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね 500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、10 の 38 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 2 種農地です。判断基準は、河原田駅から南へ約 510mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね 500m以内の区域に位置しているためです。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15 の 41 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第 2 種農地です。判断基準は、中瀬古駅から東へ約 480mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね 500m以内の区域に位置している為です。資

金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の45番は、隣地で土木事業を営む者の駐車場兼資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから南西へ約1,250mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23の46番は、この後ご審議いただきます第5号議案、農地法第5条の貸借権の23の35番と一体で個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約1,860mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写し及び融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上9件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、5の33番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北東へ約420mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、6の30番は、近隣で建設業を営む者の資材置場兼駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鼓ヶ浦駅から西へ約1,000mに位置し、駅を中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設道路側溝へ放流します。周囲は土留を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、9の6番は、近隣集合住宅の駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第3種農地です。判断基準は、河曲駅から南西へ約300mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリート擁壁を設置している為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、9の31番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、河曲駅から北東へ約1,900mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は敷地内で一時貯留し、下流水路の能力に応じた排水を行います。周囲は小堤・板・フェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、16の36番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、天名地区市民センターから北西へ約180mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は既存の追認のため問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置している為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の32番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから西へ約520mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続します。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリート擁壁を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23の29番は、隣地で建設業を営む者の駐車場兼資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから南東へ約1,650mに位置し、第1種農地

及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は南側水路へ放流します。周囲は隣接する農地が無い為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、8月10日に現地確認を実施しております。

続きまして、23の35番は、先程ご審議いただきました第4号議案、農地法第5条の所有権の23の46番と一体で個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから北西へ約1,850mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上8件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第5号議案は承認いたします。

続きまして、第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農地法第5条の許可申請の規定による事業計画変更承認申請について説明いたします。

まず、5の3番は、土採取用地として令和4年3月16日付け第503-10-82号で許可日より3年間の一時転用許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、貸主の要望により、事業敷地の奥にあるその貸主が持つ農地へ進入するための農道を事業完了後に設置してほしいとの要望があり、それに伴い事業範囲が一部拡大となったため、事業計画変更承認申請がありました。事業の目的は前回許可内容と変更ありません。資金は残高証明書を確認しております。土地採取計画認可申請は再提出済みです。表土は、同敷地内に仮置きし採取後に戻します。隣地より保安距離5mをとり、高さ5mごとに幅1.5mの平場を設け1:1.5の安定勾配で掘削します。雨水は沈砂池を経由し既設道路側溝へ放流します。周囲は防護柵及び土留を設置しているため、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。なお、こちらは事業範囲の拡大に伴い1,000㎡を超える案件となった為、8月10日に現地確認を実施しております。

続きまして、23の4番は、太陽光パネル設置用地として令和3年2月18日付け第

502-10-75 号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、官地の払い下げに伴い、当初のパネル配置が変更となったため、事業計画変更承認申請がありました。事業の目的は前回許可内容と変更ありません。資金は残高証明書を確保しております。土地造成は切土及び盛土して整地。雨水は敷地内に調整池を設け一時貯留し、下流水路の能力に応じた排出を行います。周囲はフェンス及び土羽を設置するため、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。

以上 2 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 6 号議案は承認といたします。

続きまして、第 7 号議案 農用地利用集積計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第 7 号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

1 ページ目 1 番は、加佐登地区で使用貸借です。

2 ページ目 2 番及び 3 番は、白子地区です。2 番及び 3 番は、米 15 k g の物納です。

3 ページ目 4 番から 7 番は、河曲地区です。4 番及び 5 番は、使用貸借です。6 番は、米 50 k g 相当の金納です。7 番は、米 60 k g の物納です。

4 ページ目 8 番及び 9 番は、一ノ宮地区です。8 番は、米 10 k g の物納です。9 番は、米 50 k g の物納です。

5 ページ目 10 番は、玉垣地区で米 35 k g の物納です。

6 ページ目 11 番は、栄地区で米 30 k g 相当の金納です。

7 ページ目 12 番は、椿地区で 40,000 円の金納です。

8 ページ目 13 番は、鈴峰地区で使用貸借です。

9 ページ目 14 番から 16 番は、庄内地区です。14 番及び 15 番は、使用貸借です。16 番は、茶 1 k g の物納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 7 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第7号議案は承認いたします。

続きまして、議事第2 特定農地貸付の承認申請について、事務局より説明いたします。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく、特定農地貸付けの申請、いわゆる「ふれあい農園」の開設について、ご説明します。お手元の資料をご覧ください。

まず、特定農地貸付けについてご説明させていただきます。「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要をご覧ください。1の趣旨をご覧ください。法律の趣旨は、趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例措置で、市民農園（ふれあい農園）を開設し、利用者に貸し付けるための法律です。2の(1)をご覧ください。特定農地貸付けは、次に掲げる要件に該当するものを行います。一つ目は、10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。二つ目は営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。三つ目は、貸付期間が5年を超えないこと。となっております。2の(3)をご覧ください。この特定農地貸付けを行おうとするときは、農業委員会の承認が必要になっております。農業委員会の申請に対する承認要件としましては、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて農地が適当な位置にある等、一定の要件に該当する場合は承認することとなっております。

では、今回のふれあい農園の開園の申請の内容についてご説明いたします。申請者は農地所有者、申請農地は白子町3211-6です。面積は611㎡、登記地目は田、現況地目は畑です。特定農地貸付規定並びに特定農地貸付の用に供する農地の位置図は資料のとおりです。今回の申請につきましては、農業委員会の承認要件である、周辺地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、適切な位置で妥当な規模であり、また、ふれあい農園に関する貸付規程についても適当であると考えられます。なお、地区委員会では既にご審議いただき承認されておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第2につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、議事第2は承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から9につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から9の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。
別段無いようでございますので、報告事項を終了します。
以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。